

平成23年第14回

荒川区教育委員会定例会

平成23年7月22日

於) 荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成23年荒川区教育委員会第14回定例会

1 日 時 平成23年7月22日 午後1時30分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員 委 員 長 高 田 昭 仁
委員長職務代理者 小 林 敦 子
委 員 青 山 侑
委 員 高 野 照 夫
教 育 長 川 寄 祐 弘

4 出席職員 教 育 部 長 新 井 基 司
教 育 総 務 課 長 入 野 隆 二
教 育 施 設 課 長 丹 雅 敏
学 務 課 長 平 賀 隆
社 会 教 育 課 長 佐 藤 泰 祥
社 会 体 育 課 長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 東 山 忠 史
書 記 大 谷 実
書 記 浅 沼 佳 子
書 記 湯 田 道 徳
書 記 渡 部 由 香

5 案 件

(1) 陳情

第1号 中学校社会科教科書（歴史分野）の採択に関する陳情

第2号 中学校社会科教科書（公民的分野）の採択に関する陳情

第3号 荒川区立中学校の教科書採択についての陳情書

(2) その他

○委員長 ただいまから荒川区教育委員会第14回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。5名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び川崎委員をお願いいたします。

なお、本日は傍聴希望者が2名いらっしゃいます。審議に先立ちまして、傍聴の皆様申し上げます。皆様にお配りしました傍聴券に記載の注意事項をお読みになりまして、会議の傍聴においては発言などなさいませぬよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長、あいさつをお願いいたします。

○教育長 本日の審議、よろしくお願いいたします。

○委員長 初めに、会議録の承認を行います。

お手元に平成23年3月25日開催の第6回定例会の会議録及び4月13日開催の第7回定例会の会議録、4月22日開催の第8回定例会の会議録を配付しております。

本会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等していただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

あらかじめ送付した開催通知では、陳情が2件、その他の案件が1件として御案内しておりましたが、本日はお手元の次第のとおり、新たに陳情が1件ございましたので、追加させていただきます。

初めに陳情の審査を行います。本日、陳情が3件提出されました。いずれも教科書採択に関する陳情ですので、あわせて事務局よりお願いします。

○教育総務課長 お手元に本日3件の陳情の写しを御用意させていただきました。7月14日及び7月20日に中学校教科書採択に関しまして、それぞれ受理をしたものでございます。

初めに陳情の第1号でございます。中学校社会科教科書（歴史分野）の採択に関する陳情につきまして御説明をいたします。

陳情者の住所、それから陳情者の名前につきましては、記載のとおりでございます。

願意でございます。教育委員会においては、検定に合格しているからよい教科書であると単純に判断することなく、重要な案件に関しては、個々に教育基本法・学習指導要領の趣旨を精査した上で検討いただき、採択を決定されるようお願いいたしますという内容でございます。

陳情の趣旨を読みあげます。「各社の教科書は、文部科学省の検定に合格しているとはいえ、重要な案件について、これがともに存立可能な教科書かと思われるほどの差があります。その原因は、多くの教科書が、歴史事実を歪曲したり、書くべきことを書かず隠ぺいしたりしているか

らです。

今回の東北地方を襲った大震災を見ても、高台に住めという先人の残した貴重な教えのおかげで被害なく助かった部落があり、結局、何かあれば自力で切り抜けるしか道はなく、近隣諸国はこのときとばかりに領域侵犯を繰り返す、自分たちの住んでいるのはこういう世界であり、役に立つのは日ごろは影を潜めている郷土を愛し、国を愛し、伝統文化と国土を守ろうというそれぞれの思いと備えなのだを知るわけです。」

理由でございます。

「1、多くの教科書が歴史的事実を歪曲して記述している。（例、本当は創氏改名の実態は強制でなかったし、また在日朝鮮・韓国人の実態については徴用で日本に連れてこられて残留していた者は昭和34年時点で245人だとわかっている。高市衆議院議員の平成22年の国会質問関連より）それも最終的には本人の意思によるものである。

2、多くの教科書が、事実を隠ぺいし、結果として歪曲している。（例、第二次上海事変は、中国側の仕掛けが実態であり、占領下におけるGHQによる検閲と言論統制、東京裁判の実態など）。

3、学術的に不正確な用語を使用して事実を誤解させる。（さきの大戦は我が国と敵対したアジア関係国は少数であるにもかかわらず、アジア諸国と大きく表記して大戦がアジア全体と日本との間の問題だったと誤解させる記述など、インドやインドネシアはむしろ親日的であった）。

4、ある種の市民団体は近隣諸国に会員を派遣して、歴史事実を歪曲、誇張、一部の恣意的利用等を行い、外国と組んで特定教科書を攻撃するデマゴギーによるキャンペーンを行っている。

5、日本が建国以来苦しんできた華夷思想・冊封体制に関して記述を避けている教科書が多い。このため、歴史観から国防という観点が抜けてしまい、歴史理解は言うに及ばず、実社会でも諸外国の留学生に比べて歴史解釈、国際政治解釈、人間解釈が甘く幼稚に落ちる。

上記理由により、これら教科書で学ぶ生徒の正しい知識取得、郷土愛、愛国心の発達が阻害され、我が国の次代を担う若者の健全な発達を著しく阻害することが必至である。」

以上が中学校社会科教科書（歴史分野）の採択に関する陳情第1号でございます。

続きまして、陳情第2号でございます。中学校社会科教科書（公民的分野）の採択に関する陳情でございます。

こちらにつきましても、陳情者の住所並びに氏名につきましては記載のとおりでございます。

願意でございます。荒川区においては、「家族」「郷土愛」「祖国愛」に触れず、「地球市民」を目指すなどという幻想を説く教科書は選ばないでくださいというものです。

理由でございます。「このたびの東日本大震災がもたらした戦後最大の国家的有事から、私たちは大変多くのことを目の当たりにしました。懸命必死の救出に当たる自衛隊、消防、警察を初

めとした技能集団、みずから家族の安否もわからないまま必死に職務に専念する自治体職員、みずからは避難せず、津波の避難放送をし続けて命を落とした町の女子職員、バスの運転手など、被災者に寄り添い、慈愛に満ちたお姿をお見せになる天皇皇后両陛下を初め皇族の方々、海外からの声援、空母を出動させて貪欲な近隣諸国を牽制しつつ、日本の非常時に手を差し伸べたくれた米国、その一方で、無為無策を繰り返す中央政府・国会議員、苦しんでいる日本の周辺でねらったように領域侵犯を繰り返す怪しげな近隣諸国、いざとなるとさっさと逃げ出す在日外国人たち。枚挙にいとはありません。現実には目の前で起こっているさまざまな日本の現状に関し、今回採択を迎える中学校教科書が何を書き、また何を書かないのかと心配せずにはおられません。

多くの教科書の中身を読めば、「自衛隊は平和憲法に背く疑いがある。国家の責任より人間の安全保障、公共の精神よりは個人の権利が大事。家族など固有の価値はない。国旗国家は儀礼的につき合えばいい。愛国心は無用。日本の子供は地球市民になろう」などと、被災地に見られた健全な愛国心・家族のきずな・愛郷心、日本人の心などどこにも書かれていません。販売シェアの多数を占める教科書は長い間の陋習に浸ったままです。一体何を指して長年こんな情けない内容の教科書で絵そらごとのような教育をしてきたのでしょうか。

世界からも賞賛された日本人の徳性、すなわち「孝行・家族・友愛・恭儉・勉励・公益・遵法・義勇など」を守り育てることが、日本の公民であるべき姿であると教えている教科書がほとんどないのです。学習指導要領で書かれなければならないとされていることが形骸化されています。これは亡国教育です。荒川区においては十分比較研究を行っていただき、すぐれた教科書を採択いただくようお願いいたします。」

続きまして、陳情第3号でございます。荒川区立中学校の教科書採択についての陳情。

陳情の要旨でございます。平成24年度から使用する中学校教科書の採択に当たっては、教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨に最もふさわしい教科書を採択すること。

陳情の理由を読みあげます。我が国にふさわしい教育が行われるように教育基本法が改正され、それに伴い学習指導要領なども改正されました。教育基本法の改正は、「豊かな情操と道徳心を培う」「伝統と文化の尊重」「我が国の郷土を愛する態度の育成」などで、学習指導要領の総則にも明記されました。

教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨が、適切に教育に反映されるために教科書の果たす役割は大変重要です。したがって、教科書採択に当たっては、教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨にふさわしい教科書が採択されるように陳情いたします。」

陳情者の住所並びに氏名につきましては記載のとおりでございます。

本件陳情3件についての御説明、以上でございます。

○委員長 ただいま教育総務課長より説明のありました陳情第1号中学校社会科教科書（歴史分

野)の採択に関する陳情、陳情第2号中学校社会科教科書(公民的分野)の採択に関する陳情、陳情第3号荒川区立中学校の教科書採択についての陳情書の3件につきまして、委員からの質問等ございますでしょうか。

○**教育長** ただいま3件の陳情につきまして報告がありましたが、教科用図書の採択に当たりましては、文部科学省初等中等教育局長の通知で、静ひつな環境を確保し、外部からの働きかけに左右されることのないよう、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこととなっています。

本日、ここで陳情の採択、不採択を決めることは教科用図書採択の途中、各委員が慎重に調査研究をしている中で、教科用図書の採択についてある一定の方向性を示してしまう恐れがあります。

そのため、本日は、委員全員がこれら陳情について、その内容の報告を受けた段階にとどめ、継続審査とすることがよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○**委員長** いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** それでは、異議なしということですので、陳情第1号から第3号については、継続いたします。

次に、その他の報告事項に移ります。教科用図書採択を行う教育委員会の会議の方法について、説明をお願いします。

○**教育総務課長** それでは、教科用図書採択を行う教育委員会の会議の方法等について御説明いたします。

荒川区教育委員会におきましては、8月5日の臨時会におきまして、中学校の教科用図書の採択を行っていただく予定となっているところでございますけれども、当日の会議の方法につきまして、本日皆様に御協議をいただきたいと思っております。

昨年の小学校の教科用図書の採択におきましては、静ひつな環境の中で採択を行い、各委員から忌憚なく意見を言えるよう、あるいは教科用図書の採択におきましては、業者選定という性格を有するということから、非公開で行うことが適切だという御判断がございまして、非公開で行ったところでございます。

前回、協議会等の場でも御報告してまいりましたように、各区の状況を見たところ、本年度、中学校教科用図書の採択に当たりまして、非公開という形で実施をするところは、今のところ、稀有な状況になってきているところでございます。

本日改めて委員の皆さんに御協議いただきまして、5日の会議の方法につきまして、御決定をいただければというふうに思っているところでございます。

○委員長 次回の教育委員会の会議の方法について、教科書採択の取り扱い、他区の状況というのは、今、教育総務課長から説明があったところではありますが、皆さんの御意見はいかがでしょうか。

○青山委員 荒川区の教育委員会としては、この問題については、従来何度も議論をして、先ほど教育長がおっしゃった静ひつな環境でという文部科学省の通達もあり、また本来的に教科書の採択というのは、政治的な問題では全くなくて、業者選定の問題である。自治体において業者選定を公開にして審議しているという例は全くないわけなので、したがって非公開ということでやってまいりました。

しかしながら、東京23区の傾向からすると、現在のところ、今課長から説明があったとおり、ほかのほとんどすべての区で公開の動きということでございます。そうだとすると、やはり東京23区の全体の区民の総意のようなものとしては、公開の傾向にあるというふうに考えてよろしいかと思えます。

そういう意味で、私どもも今まで非公開でやってきて、実際には議事録としては一字一句すべて事後に公開しているということもありますので、筋論から言うと、非公開が正しいという意見はあり得ると思うのですけれども、しかしながら、公開して何か絶対的な不都合があるのかというと、絶対的な不都合もないということで、非常に微妙なところではございますけれども、全体として公開が民意であるというふうに考えると、結論としては、いろいろありますけど、結論としては公開というほうがいいのではないかと私は思います。

○委員長 ほかに御意見ございますか。

○小林委員 文部科学省から確かに平成24年度の使用教科書の採択について通知がありまして、その中で静ひつな採択環境を確保してというところがとても重要だということが示されていると思います。

しかしながら、まず第1点目としては、情報公開を進めるというのは、非常に重要なことです。また、第2点目としては、他区も情報公開を進めているという趣旨から、荒川区におきましても公開にしたほうが良いと考えております。

○委員長 今、2人から公開がよろしいのではないかという御意見がありました。高野委員、何かございますか。

○高野委員 民意を重んじて公開にしたほうがよろしいかと思えます。

○委員長 それでは、次回教育委員会の教科用図書採択の審議について、公開とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次回、8月5日開催の教育委員会の教科用図書採択の審議については、公開とす

ることに決定いたしました。

○教育総務課長 ただいま、次回の教科書採択の際の教育委員会は、公開ということで決定をいただいたところでございます。当日の会場でございますけれども、事務局といたしましては、防災センターを会場として確保させていただいているところでございます。本日、お手元に防災センターの位置と、それから当日の会場のレイアウト等をお示ししたところでございます。この定例会の会場では手狭ですので、もう少しゆったりとした環境の中でできればと思い、御了解いただければ、防災センターに会場を移したいというふうに思ったものですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育総務課長 ありがとうございます。それでは、8月5日、臨時会は防災センターを会場として、用意をさせていただきます。

○委員長 傍聴人は何人ですか。

○教育総務課長 規則上は、10人という形になってございます。当日、これを超える方の申し込みがあれば、抽せんという形にしたいと思っております。

○委員長 防災センターには傍聴者は入れるのですね。

○教育総務課長 はい。

○委員長 わかりました。よろしいですか。それでは、予定しておりました事項は以上でございます。事務局より連絡事項等ございますか。

○教育総務課長 お手元に2枚資料を用意させていただきました。1枚は参考配付ということで、荒川区教育委員会御中という形で、公正で開かれた教科書採択を求める陳情書を配布させていただきました。こちらにつきましては、私どもが定めております陳情の様式、要件を整えていないということで、あくまでも本日、一般の要請文書が届いたということで、参考配付をさせていただくものでございます。

それから、もう1点につきましては、教育委員会の日程でございます。今後の協議会の予定と、それから先ほど御確認をいただいたところでございますが、8月5日金曜日の教育委員会の臨時会につきましては、教科書採択ということで、会場につきましては、防災センターでということになりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

私からは、以上でございます。

○委員長 ほかにございませんか。ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第14回定例会を閉会いたします。

—了—